

公害等調整委員会の動き

公害等調整委員会事務局

1 審問（調停）期日の開催状況（平成27年1月～3月）

平成27年1月～3月の審問（調停）期日の開催状況は、以下のとおりです。

月 日	期 日	開催地
1月13日	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任 裁定申請事件第1回審問期日	東 京
1月19日	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定 申請事件第1回審問期日	東 京
1月27日	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任 裁定申請事件第1回審問期日	東 京
2月3日	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停 申請事件第1回調停期日	徳 島
2月5日	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健 康被害責任裁定申請事件第1回審問期日	東 京
2月26日	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任 裁定申請事件第2回審問期日	東 京
3月4日	千葉市における鉄道騒音・振動による健康被害等責 任裁定申請事件第1回審問期日	東 京
3月11日	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音に よる慰謝料等責任裁定申請事件第1回（職権）調停 期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要（平成27年1月～3月）

受付事件の概要

戸田市における工場からの大気汚染・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

（平成27年（セ）第1事件）平成27年1月6日受付

被申請人は、申請人法人所有の倉庫に隣接した工場において、操業に伴い発する硫化水素を処理することなく排出し、大気汚染及び悪臭を発生させている。これにより、申請人個人は、頭痛やのどの痛みを発症し、精神的・肉体的苦痛を受けるとともに、申請人法人は腐食した面格子や冷房機の室外機の交換費用を支出したなどとして、被申請人に対し、申請人法人が160万8,000円、申請人個人が384万円の損害賠償金の支払を求めるものです。

神奈川県清川村における道路工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定嘱託事件

（平成27年（ゲ）第1号事件）平成27年1月13日受付

横浜地方裁判所小田原支部から、同裁判所に係属している「横浜地方裁判所小田原支部平成25年（ワ）第82号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

終結事件の概要

多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第10号事件）

1 事件の概要

平成26年9月19日、東京都多摩市の住民1人から、近隣住民1人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人の洗濯用洗剤又は香り付き柔軟剤を使用した洗濯物から発生する悪臭により、ほぼ毎晩、不快感・圧迫感・恐怖感を感じるなど、多大な精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、平成27年1月16日、申請人から申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結しました。

島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第4号事件)

1 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、裁定委員会による現地調査等を実施したほか、2回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年2月10日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第4号事件)

1 事件の概要

平成25年2月4日、新潟県燕市の住民1人から、新潟県、燕市及び建設会社2社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人県が発注し被申請人建設会社Aが行った護岸工事、並びに、被申請人市が発注し被申請人建設会社Bが行った道路工事の振動等により、申請人所有の工場、自宅、自宅兼工場にひび割れの発生と拡大の被害が生じ、また、申請人は工事の振動により精神的苦痛も受けたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金1億2,633万1,947円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成27年2月10日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第3号事件)

1 事件の概要

平成25年1月28日、兵庫県尼崎市の法人1社から、尼崎市、建設会社及びコンサルタント会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、①被申請人市が発注し被申請人建設会社が行った河川改修工事により、申請人の敷地内に地割れ、陥没等が発生し、建物が傾くなどの被害が生じ、補修が必要となった、②被申請人コンサルタント会社の行った工事の事前、事後の家屋調査は、公平さを欠いたものであったため、業者2社に調査のやり直しを依頼しなければならなかった、③被害が生じてから速やかに被申請人市が対処しなかったため、弁護士や建築家に相談するなどの費用が生じたとして、①について被申請人市と被申請人建設会社に対し、連帯して、損害賠償金190万円、②について被申請人コンサルタント会社に対し、同11万円、③について被申請人市に対し、同32万円の支払をそれぞれ求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、兵庫県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、建物の構造に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めましたが、平成27年2月17日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成25年(セ)第12号事件)

1 事件の概要

平成25年5月30日、静岡県沼津市の住民1人から、建築工事会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の操業する工場は、長期休暇・日曜以外、朝6時から深夜まで機械等を稼働させて騒音及び振動を発生させ、近隣の住民に被害を与えており、その騒音は騒音規制法等の基準値を超過しているため、自治会で話し合い、土日祝日は営業しないことや操業時間の短縮を求めたが改善は見られず、また、工場騒音を基準値以下に抑える覚書を取り交わしたものの、騒音は基準値以下にならず、申請人は、被

申請人の発生させた騒音・振動により、精神的苦痛などを受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 5,040 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 3 月 4 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件

(平成25年（セ）第5号事件)

1 事件の概要

平成 25 年 2 月 21 日、神奈川県秦野市の住民 1 人から、秦野市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人は、下水道工事を行った際、施工不良等により車両通行時の道路振動を悪化させた。申請人は、被申請人が悪化させた道路振動により、申請人の家屋の補修を行ったり、肉体的・精神的苦痛を受けたなどとして、被申請人に対し、損害賠償金 500 万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日や進行協議を開催するなど、手続を進めた結果、平成 27 年 3 月 5 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成23年（セ）第10号事件・平成27年（調）第2号事件)

1 事件の概要

平成 23 年 9 月 29 日、神奈川県茅ヶ崎市の住民 1 人から、スーパーマーケット経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人宅に隣接する被申請人経営のスーパーマーケットに設置されたコンプレッサー等の機器から発生する騒音及び低周波音、並びに商品搬入のカーターの音、冷蔵庫の開け閉めの音、人の声、荷さばきの音等により、健康障害及び精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 432 万 7,800 円等の支払を求めた

ものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、騒音及び低周波音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、1回の審問期日を開催したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成27年2月10日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（平成27年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年3月11日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

（平成26年（セ）第2号事件）

1 事件の概要

平成26年1月14日、静岡県函南町の住民1人から、函南町を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が開催した各種イベントの際の開催告知を含む拡声器からの騒音により、睡眠を妨げられたほか、動悸の発生、持病の不整脈の悪化の不安が生じ、肉体的・精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金10万円の支払を求めたものです。

2 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成27年3月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。